

## ものづくり価値創出支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 ものづくり価値創出支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響から厳しい経営環境においても将来にわたる研究開発投資を促進することにより、本県のものづくり企業の持続的な発展を図るため、製造業者等を対象として、これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場（客先）ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発（以下「応用・実用化開発」という。）を支援することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表事業者 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、応用・実用化開発及び事業化の中核を担う者で、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有する製造業者等をいう。
- (2) 事業者 民間企業又は事業を営む個人をいう。
- (3) 大学等研究機関 大学、短期大学及び高等専門学校又は国公立試験研究機関及び試験研究に関する業務を行う独立行政法人をいう。
- (4) 事業管理機関 広島県内に事業所を有する一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、NPO法人等の産業支援機関であって、応用・実用化開発の進行管理等を行う能力があると知事が認めるものをいう。
- (5) 開発グループ 代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して本補助事業において応用・実用化開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。

### (補助事業)

第4条 県は、第2条の目的を達成するため、補助事業を行う補助金の交付の対象となる代表事業者又は事業管理機関（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者（代表事業者）が行う補助事業は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 代表事業者単独又は開発グループのいずれかの区分に該当していること。  
なお、開発グループを構成する場合、開発グループとして補助事業を行うものとする。
- (2) 自社等の基礎研究・応用研究の成果を基にした、「ものづくり」又は「デジタル化」に関する応用・実用化開発を行うこと。
- (3) 県内経済・雇用への波及効果が見込め、事業終了後おおむね5年以内の事業化を目指したものであること。
- (4) 県内の製造業者等においてもものづくりの高度化又はデジタル化に資するものであること。

(5) この要綱に基づいて補助金の交付を受けた開発テーマと同一内容の応用・実用化開発でないこと。

3 補助事業者（事業管理機関）が行う補助事業は、前項の補助事業の進行管理等を行うものとする。

（補助事業者）

第5条 前条第2項に掲げる補助事業を行うに当たっては、代表事業者は次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 広島県内に事業所を有し、資本金の額若しくは出資の額が100億円未満の企業又は事業を営む個人であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、別に定める期間における代表事業者の売上高平均が、前年又は前々年同期と比較し、5%以上減少していること。

2 代表事業者が開発グループを構成し補助事業を実施する場合、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 開発グループをあらかじめ構成すること。

(2) 開発グループは、代表事業者に、事業者又は大学等研究機関を加えた2者以上で構成されるものであること。

3 代表事業者は、補助事業の進行管理等を行う事業管理機関を指名することができる。

（交付の対象、補助率等）

第6条 補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の2月末日までとする。

（交付の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出は、第4条第2項に掲げる補助事業にあつては代表事業者が、同条第3項に掲げる補助事業にあつては事業管理機関が行うものとする。

3 補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する金額を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、補助金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、別に定める基準により当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

2 補助事業者は、前項各号の承認等を受けようとする場合には、同項第1号及び第2号については別記様式第2号による申請書を、また、同項第3号については別記様式第3号による申請書を、さらに、同項第4号については別記様式第4号による報告書をそれぞれ知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、交付決定の日の属する県の会計年度の10月31日までの補助事業の遂行状況について、11月10日までに別記様式第5号による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。ただし、10月31日までに補助事業を完了又は廃止した場合は、この限りではない。

2 知事は、前項のほか、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は交付決定の日の属する県の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、原則、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定による補助金交付請求書の様式は、別記様式第8号のとおりとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は知事が別に定めるものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第3号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合。

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 開発グループを構成する補助事業者については、補助事業の実施期間内に、事業者又は複数の事業者と大学等研究機関若しくは当該機関の教員等との間に、有償の契約が締結され、その契約に基づき補助事業の一部を行うことがわかる書類の提出がない場合。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセント（算定対象の期間において適用される規則第19条第1項及び第2項の規定による加算金及び延滞金の率（以下「規則の率」という。）がこの率と異なる場合は、規則の率）の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(補助事業の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する県の会計年度の終了後10年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(財産の管理等)

第17条 代表事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 代表事業者は、取得財産等について、別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第12条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号に規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
- 3 代表事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、代表事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第11号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。
- 5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めるときには、承認の通知を送付するものとする。
- 6 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業化の報告)

第19条 代表事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間、県の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、別記様式第12号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項のほか、代表事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

(産業財産権等に関する届出)

第20条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）を、補助事業を実施した県の会計年度又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該県の会計年度の終了後30日以内に別記様式第13号による届出書を知事に提出しなければならない。

(成果の発表)

第21条 知事は、必要があると認めるときは、代表事業者に成果を発表させることができる。

2 代表事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年広島県議会9月定例会における「県第67号 令和2年度広島県一般会計補正予算（第5号）」が可決した日から施行し、施行日後に交付決定を行う令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年広島県議会2月定例会における「県第1号 令和3年度広島県一般会計予算（第1号）」が可決した日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表1 (第6条関係)

補助対象 経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助 限度額
試作・試験費	1 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 2 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費 3 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費	一般型 1 / 2 以内  重点型 2 / 3 以内	5,000万円
機械装置・ 工具器具費	本開発に必要な、 ・機械装置の購入、据付に要する経費 ・機械装置の借用、リースに要する経費 ・既存の機械装置の改良に要する経費 ・工具器具の購入に要する経費		
研究連携費 《開発グループ のみ》	技術課題の解決のため、開発グループ内の大学等 研究機関との連携に要する経費		
技術指導費	専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指 導・相談を受けた場合に要する経費		
諸 経 費	特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く）、 本開発を行うために直接必要な従業員の旅費、資料 購入費、調査委託費、法定検査・検定料等に必要 な経費、その他知事が特に必要と認める経費		
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係 が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する 人件費で別に定める算出に基づく経費		
事業管理費	事業管理機関が行う、代表事業者単独又は開発グ ループにおける研究開発の進行管理等に要する経費	10 / 10 以内	代表事業者 の補助金額 10 / 100

重点型：研究テーマがデジタル化に資する内容又は代表事業者が輸送用機械製造業に属する事業を  
営む事業者である場合

一般型：重点型以外

別表2 (第9条関係)

区 分	軽微な変更の内容
補助対象 経費の配分	1 補助事業に要する経費の全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 2 別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 20パーセント以内の経費を流用する場合
補助事業の 内容	第7条の規定により提出する補助金交付申請書に記載の内容について、補助事業の 目的達成に支障を来たすおそれのない変更をする場合